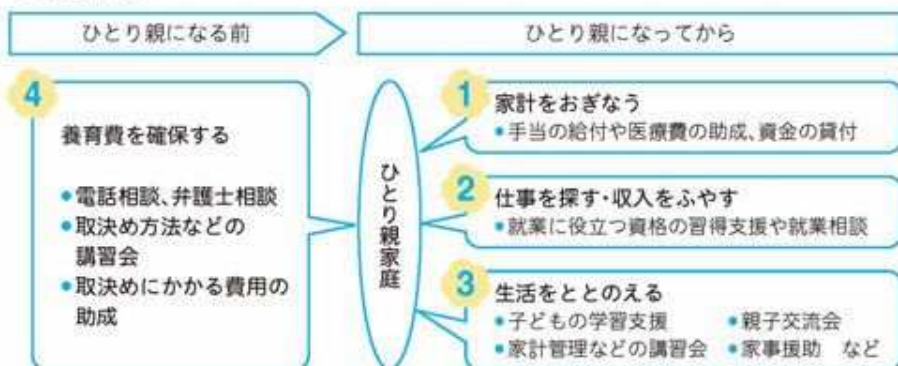


★ひとり親家庭への支援

☎ 子育て支援課 ☎ 51-2321・2320



ひとり親家庭の方が自立した生活を送ることができるよう、家計・仕事・生活・養育費の4つの柱で支援します。



1 家計をおぎなう

対象 母子父子家庭や父又は母が重度の障害のある家庭など(所得制限有り)

支給月 奇数月(年間6回)

	支給期間	支給金額
児童扶養手当	申請した月の翌月から子どもが18歳になった年度の3月まで(子どもに一定の障害がある場合は20歳まで延長)	- 児童1人目 43,070円～10,160円/月 - 児童2人目 10,170円～5,090円加算 - 児童3人以上 6,100円～3,050円/人加算 所得により金額が変わります。 一定の要件に該当する場合は半額に減額される場合があります。
愛知県遺児手当	申請した月から5年経過するまで(対象となるのは子どもが18歳になった年度の3月まで)	- 児童1人4,350円/月(3年経過するまで) - 児童1人2,175円/月(4・5年目)
豊橋市母子父子福祉手当		- 児童1人2,300円/月(3年経過するまで) - 児童1人1,200円/月(4・5年目) 一定の要件に該当する場合は、減額・喪失されない場合があります。

◎母子父子家庭等医療

子育て支援課 ☎51-2320・2321 (母子父子家庭等医療は ☎51-2335)

保険診療の自己負担分を全額助成します。

対象 母子父子家庭で18歳以下の児童を扶養している母・父及び児童と父母のいない児童(所得制限有り)

申請 ・「母子父子家庭等医療費受給者証」の交付を受け、県内の医療機関の窓口で保険証と一緒に提示。

・県外の医療機関での受診、保険証未提示での受診は申請による払戻しとなります。

◎母子父子寡婦福祉資金の貸付

対象 母子父子家庭で20歳未満の児童を扶養している方など

貸付内容 専門学校や大学などへの修学中の学費や入学に必要な資金、就職のための技能習得資金など

- ・原則、連帯保証人が必要。
- ・要事前相談、審査あり。早めの相談を。



2 仕事を探す・収入をふやす

◎母子・父子自立支援員による就労支援

個々の状況を聞きながら、ハローワークとも連携して相談支援を行います。

◎母子・父子家庭等自立支援給付

ひとり親家庭の親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講したり、看護師や介護福祉士などの養成機関で修業する場合などに、給付金を支給します。

◎高等学校卒業程度認定試験合格支援給付

ひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、給付金を支給します。

◎就業支援講習会

パソコンや介護など、就業に役立つ知識を得るための講習会を行います。



3 生活をととのえる

◎学習教室ステップ

ひとり親家庭などの小学4年生～中高生のお子さんの学習を、ボランティアの大学生が支援します。

◎ひとり親家庭等生活支援講習会

ひとり親の子育てや、親と子の将来設計、家計管理などについて学べます。

◎ひとり親家庭等日常生活支援

■ P53をご覧ください。

4 養育費を確保する

◎愛知母子・父子福祉センターの相談

- 養育費相談専用電話…☎052-915-8816
毎週月～金曜日(祝祭日除く)
10:00～16:00
- 弁護士相談…予約電話☎052-915-8862
予約時間 毎週月～金曜日(祝祭日除く)
9:00～17:30

◎公正証書作成費用などの助成

- 養育費の取決めにかかる公正証書(強制執行認諾文のあるもの)作成や調停申立費用を上限27,000円まで助成します。
※弁護士費用は除く。

このほか、養育費の取決めに関する講習会を行っています。



ひとり親

豊橋市ひとり親支援情報 LINEができました

児童扶養手当などの支給日や、各種講習会など、ひとり親家庭への支援情報を定期的にお届けします。ぜひ登録してください。

